

平成26年度

第7回 宇都宮市子ども・子育て会議

「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」(素案)について

平成26年12月24日

宇都宮市

子ども部 保育課



「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」(素案)について

1 「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」(素案)の概要

(1) 目的

これまで以上に安心して子どもを生き育てられる環境を整備していくためには、「質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供」や「地域における子育て支援の充実」,「保育の量的拡大」を図る必要があることから、幼児期の学校教育や保育、子育て支援などに関するニーズを把握し、平成27年度から平成31年度までに適切なサービスの確保を行うことを目的とする。

(2) 計画の策定経過

- 平成25年 6月 庁議(計画策定体制・スケジュール)
- 8月 宇都宮市子ども・子育て会議の設置
- 10月～ ニーズ調査等の実施
- 26年 3月 子ども・子育て会議 「量の見込み(暫定値)について」
- 4月 量の見込み(暫定値)を県を通じて国へ報告
- 6月 教育・保育施設等事業者の意向調査(～7月)
事業者向け説明会(～7月,計10回開催)
子ども・子育て会議(～7月,教育・保育部会,本会)「区域の設定及び確保方策の考え方について」
- 8月 子ども・子育て会議(～9月,教育・保育部会,本会)「中間とりまとめ案について」
- 9月 「中間とりまとめ」を県を通じて国へ提出

(3) 内容

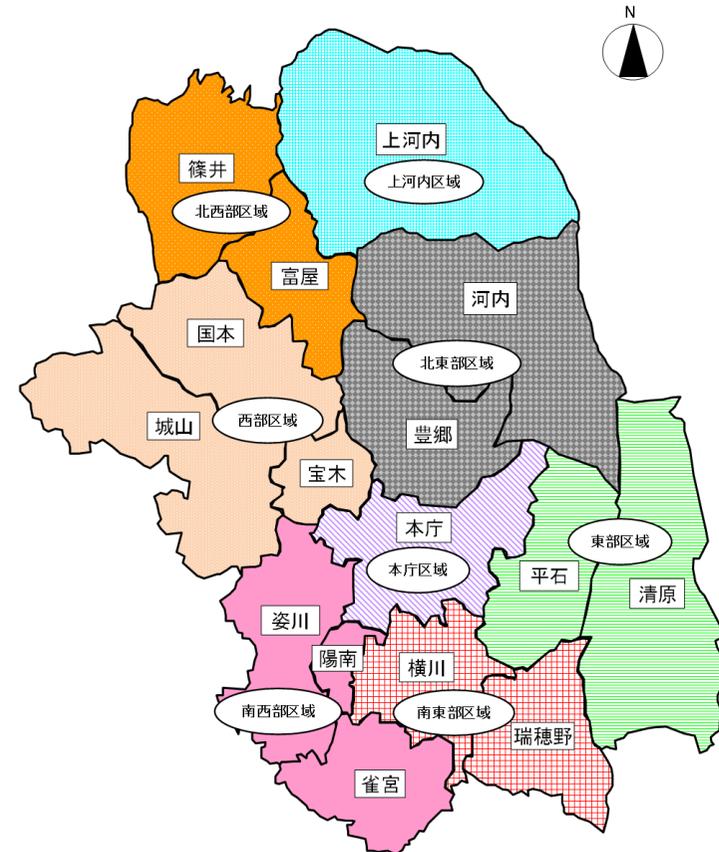
- 「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」(素案) 概要版・・・別紙1-1
- 〃 全体版・・・計画本編

2 「中間とりまとめ」の概要について（前回協議済み事項）

（1）幼児期の学校教育・保育の量の見込みと供給体制の確保方策 ▶ 計画本編 P32

ア 教育・保育提供区域

- 利用者の移動範囲，既存施設の配置，区域内施設の利用率のバランスのとれた区域として，8区域を設定



イ 量の見込みと供給体制の確保方策

（ア）基本的な考え方

- 平成29年度末までに待機児童解消を目指す。
- 事業者の意向を踏まえながら，既存の教育・保育施設の最大限の活用を図る。また，地域型保育事業による対応を組み合わせ，供給体制を確保する。それでもなお，供給確保量が賄えない区域については，教育・保育施設において量的拡大を図る。

(イ) 需給計画

○ 供給体制の確保が求められる3号認定子ども（0～2歳保育の必要性あり）について、平成27年度と比較し、1,496人分の供給体制を確保（うち、施設整備等によるもの990人分）する。

（中間とりまとめ後の確認制度における届出内容や、他市町間との広域調整の結果等に基づき、確保方策等を更新）

	平成27年度					平成28年度					平成29年度					平成30年度					平成31年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育希望	左記以外	1.2歳	0歳		教育希望	左記以外	1.2歳	0歳		教育希望	左記以外	1.2歳	0歳		教育希望	左記以外	1.2歳	0歳		教育希望	左記以外	1.2歳	0歳
量の見込み	6,448	3,351	4,430	4,817	1,198	6,350	3,300	4,363	4,627	1,128	6,302	3,275	4,331	4,392	1,073	6,283	3,265	4,317	4,103	1,034	6,036	3,138	4,148	4,014	1,007
広域調整(受託)	222	21	24	8	222	21	24	8	222	21	24	8	222	21	24	8	222	21	24	8	222	21	24	8	222
需給特例分	0	22	7	6	0	22	7	6	0	22	7	6	0	22	7	6	0	22	7	6	0	22	7	6	0
量の見込み合計	10,021	4,473	4,848	1,212	9,872	4,406	4,658	1,142	9,799	4,374	4,423	1,087	9,770	4,360	4,134	1,048	9,396	4,191	4,045	1,021					
確保方策	特定教育・保育施設	4,036	4,491	2,974	824	4,596	4,500	3,133	871	4,777	4,529	3,738	966	4,734	4,414	3,459	898	4,843	4,190	3,360	870				
	(確認を受けない幼稚園)	6,020	—	—	—	5,293	—	—	—	4,933	—	—	—	4,928	—	—	—	4,423	—	—	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	0	92	32	—	0	383	92	—	0	583	131	—	0	598	135	—	0	598	135	—	0	598	135
	広域調整(委託)	296	76	116	42	296	76	116	42	296	76	116	42	296	76	116	42	296	76	116	42	296	76	116	42
需給特例分		22	12	6		22	12	6		22	12	6		22	12	6		22	12	6		22	12	6	
確保方策合計	10,352	4,589	3,194	904	10,185	4,598	3,644	1,011	10,006	4,627	4,449	1,145	9,958	4,512	4,185	1,081	9,562	4,288	4,086	1,053					
確保方策—量の見込み	331	116	▲1654	▲308	313	192	▲1014	▲131	207	253	26	58	188	152	51	33	166	97	41	32					

< 3号の確保量 >

H29の需要 5,510人 - H27の供給 4,098人

= 1,412人 + 区域端数

= 1,496人

(ウ) 供給体制確保の内訳

○ 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）による確保

① 利用定員の見直し

3号認定子ども（0～2歳保育の必要性あり）の量の見込みに柔軟に対応するため、既存教育・保育施設の保育機能部分において、入所児童数の実態等を踏まえ、利用定員の見直しにより、506人分の供給体制の確保を図る。

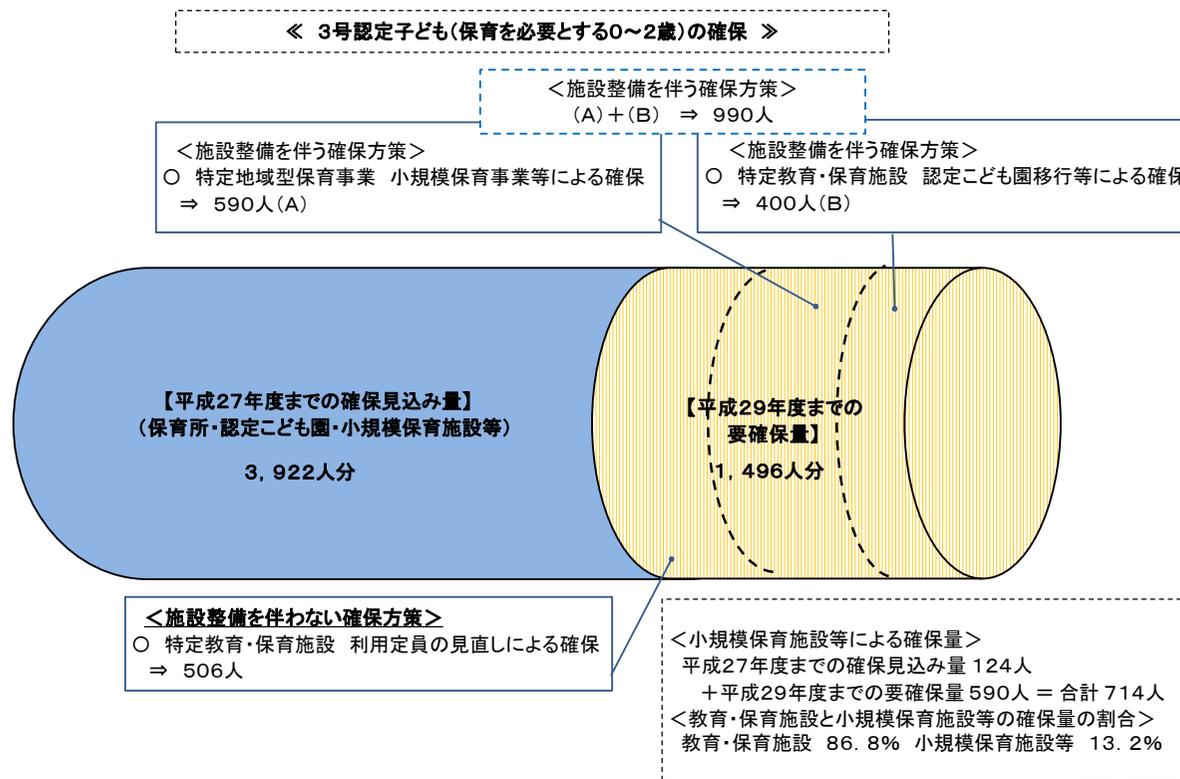
② 施設整備等

既存施設による認定こども園移行や保育所の増築・分園等による保育量の拡大、加えて、教育・保育施設の新設も含めた基盤整備により、3号認定子ども400人分の供給体制の確保を図る。

○ 特定地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育等）による確保

認可外施設の認可施設移行や小規模保育施設等の新設により、3号認定子ども590人分の供給体制の確保を図る。

⇒ 平成27年度、28年度の2か年の施設整備により、990人分の供給体制の確保を図る。



ア 教育・保育提供区域

(ア) 教育・保育施設等の提供区域（8区域）と同様とするもの

主に教育・保育施設で実施される事業であるものなど

⇒ 子育てサロン（地域子育て支援拠点事業）、利用者支援事業、一時預かり事業、時間外保育事業

(イ) 小学校区（68区域）とするもの

事業の性格を踏まえた区域設定

⇒ 子どもの家等事業（放課後児童健全育成事業）

(ウ) 全市1区域とするもの

事業の性格上、区域割りが馴染まないもの

⇒ 妊婦健康診査、こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）、養育支援訪問事業、ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）、子育て支援短期入所事業（子育て短期支援事業）、病児保育事業

イ 量の見込みと供給体制の確保方策

(ア) 基本的な考え方

- 本計画の計画期間内（平成27年度～31年度）での供給確保を目指す。
- それぞれの事業の特性や需給状況等を踏まえながら、既存施設の活用や類似事業の活用、関係機関等への働きかけ等により、効率的・効果的な確保に努める。

(イ) 事業ごとの量の見込みと確保方策

事業名／区域数	量の見込みと確保方策				供給確保の考え方
	年度	H 2 7		H 3 1	
子育てサロン（地域子育て支援拠点事業）／（8区域）	量の見込み	59,036人	⇒	49,293人	○ 「量の見込み」に対し、他区域も含めた既存の子育てサロンによる供給体制に加え、類似事業である「認定こども園における子育て支援事業」や「子どもの家における子育て支援事業」も活用し、親子の遊びの場などとして利用を確保することで、ニーズに対応する。
	確保方策	71か所		71か所	
一時預かり事業（保育所型等）／（8区域）	量の見込み	24,758人日	⇒	21,881人日	○ 「量の見込み」に対し、他区域も含めた既存の一時預かり事業の供給体制に加え、幼稚園型事業における地域の子どもの預かりや自主事業も活用し、利用を確保することで、ニーズに対応する。
	確保方策	44,635人日		44,885人日	
一時預かり事業（幼稚園型）／（8区域）	量の見込み	241,920人日	⇒	226,531人日	○ 教育・保育施設利用者の就労実態等に応じてニーズが発生する性格の事業であることから、利用状況等に基づく「量の見込み」に対し、利用施設において、供給体制を確保する。
	確保方策	240,890人日		240,890人日	
時間外保育事業／（8区域）	量の見込み	1,381人	⇒	1,222人	
	確保方策	3,735人		3,735人	
病児保育事業／（1区域）	量の見込み	5,444人日	⇒	4,822人日	○ 「量の見込み」に対し、事業の実態・特性等を踏まえ、必要な支援を検討しながら、関係機関等への働きかけを行うことにより、利用を確保することで、ニーズに対応する。
	確保方策	4,165人日		5,145人日	
利用者支援事業／（8区域）	量の見込み	7か所	⇒	7か所	○ 「量の見込み」に対し、他区域も含めた公立の子育てサロンによる供給体制に加え、地区市民センター等の市有施設に「(仮称)子育て総合コーディネーター」が出向いて実施する手法等も検討し、利用を確保することで、ニーズに対応する。
	確保方策	7か所		7か所	
子どもの家等事業（放課後児童健全育成事業）／（68区域）	量の見込み	4,929人	⇒	5,370人	○ 「量の見込み」に対し、必要な指導員や場所の確保により、供給体制の確保を図る。
	確保方策	6,681人		7,049人	

※ 現体制で需要に対応できると見込まれる次の事業は除く。

妊婦健康診査、こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）、養育支援訪問等事業、ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）、子育て支援短期入所事業（子育て短期支援事業）

3 関連施策の連携等

(1) 目的

- 特定教育・保育や地域子育て支援事業の供給確保を実現させるため、また、子どもや、子育て家庭の状況に応じた適切な支援を講じるため、関連施策との連携等について定めるもの

(2) 関連施策の連携等

- 特別な支援が必要な子どもの受入体制等 (※)
- 教育・保育の質の確保・向上 (※)
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 (※)
 - ・ 児童虐待防止対策
 - ・ ひとり親家庭の自立支援の推進
 - ・ 障がい児等に対する施策の充実
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (※)
- 保育士確保策の推進
- 子ども・子育て支援事業計画期間内における公立保育所の位置付け等
(※ 国の基本指針に定められている項目)

(3) 基本的な考え方

- 国の基本指針に定められている施策等については、基本指針や本市の取組状況等を踏まえ策定する。
- 国の基本指針に定められている施策等のみならず、特定教育・保育や地域子育て支援事業の供給確保を実現させるため、また、子どもや子育て家庭の状況に応じた適切な支援を講じるために必要な施策等について策定する。

(4) 関連施策ごとの考え方等

ア 特別な支援が必要な子どもの受入体制等 > 計画本編 P38

<p>国の基本指針を踏まえた 目指す姿</p>	<p>○ 障がい児や社会的養護が必要な子どもなど、特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育等を利用している。</p>		
<p>計画記載内容 【概要】</p>	<p>≪「利用者支援事業」などによるコーディネートや、支援が必要な子どもの把握、利用調整・あっせん など≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども発達センターや地域の保健師との連携により、特別な支援が必要な子どもの状況や、教育・保育施設等における障がい児等の受入体制に係る状況の把握に努め、調整を行う。 ・実際の施設・事業の利用申込みにあたっては、施設・事業を特定せずに市が要請により個別にあっせんを行う。 ・公立の子育てサロンにおいて実施する「利用者支援」においても、障がい児等の受入体制など基本的な情報等の提供を行うとともに、県の周知を通じた情報公開も併せて行う。 ・教育・保育の供給体制の確保にあたっては、居宅訪問型保育事業の活用を図るなど、障がい児等の受入体制の充実に努める。 		
<p>各主体の役割</p>	<p>【市】</p> <p>○ 的確な利用調整やあっせん等、利用者支援事業の実施、地域の保育実態等を踏まえた地域型保育事業の展開や支援 など</p> <p>【国や県】</p> <p>○ 施設や事業の設置・運営にあたっての財政的負担 など</p>		
<p>主な事業 （「宮っこ 子育て・子育て 応援プラン」等より）</p>	<p>事業名</p>	<p>事業の概要</p>	<p>方向性</p>
	<p>地域型保育事業による供給体制の確保</p>	<p>障がい児等の受け入れの充実に努めながら、小規模保育事業、居宅型保育事業等による供給体制の確保を図る。</p>	<p>新規</p>
	<p>発達支援児保育の推進（障がい児保育の推進）</p>	<p>発達支援児等について、認定こども園や保育所等において、教育・保育を提供できる体制づくりを行う。</p>	<p>拡充</p>

<p>国の基本指針を踏まえた 目指す姿</p>	<p>○ 教育・保育施設と小学校等の連携のための取組や、幼稚園教諭、保育士等の資質の向上などの取組により、質の高い教育・保育及び地域子育て支援事業の提供が図られている。</p>		
<p>計画記載内容 【概要】</p>	<p>≪職員研修の充実や第三者評価等に対する支援 など≫ ・適切な指導監督の実施や事業に対して支援を行うとともに、職務経験や職務内容に応じ体系的に実施している職員研修の充実、幼保小連携の取組の促進等による資質の向上や、教育・保育施設が行う自己評価、関係者評価、第三者評価等に対し必要な支援を行うことなどを通し、施設等の運営の改善や教育・保育の質の確保・向上を図る。</p>		
<p>各主体の役割</p>	<p>【市】 ○ 幼保連携型認定こども園、保育所、地域型保育事業の指導監督、子ども・子育て支援新制度の実施主体としての適切な支援 など 【国や県】 ○ 給付費における財政的負担（第三者評価受審加算含む）、幼児教育の専門研修など私学振興のための適切な支援 など</p>		
<p>主な事業 （「宮っこ 子育て・子育て 応援プラン」等より）</p>	<p>事業名</p>	<p>事業の概要</p>	<p>方向性</p>
	<p>教育・保育の質に関する評価受審等の促進</p>	<p>内部評価の実施や第三者評価の受審を促進し、教育・保育の質の改善・向上を図る。</p>	<p>継続</p>
	<p>保育士等の資質・専門性の向上のための研修の充実</p>	<p>保育士等を対象に研修を通じて保育の専門性を高める。</p>	<p>継続</p>
	<p>地域型保育給付施設等の保育従事者の研修</p>	<p>地域型保育給付施設等の保育の質の向上を図る。</p>	<p>新規</p>

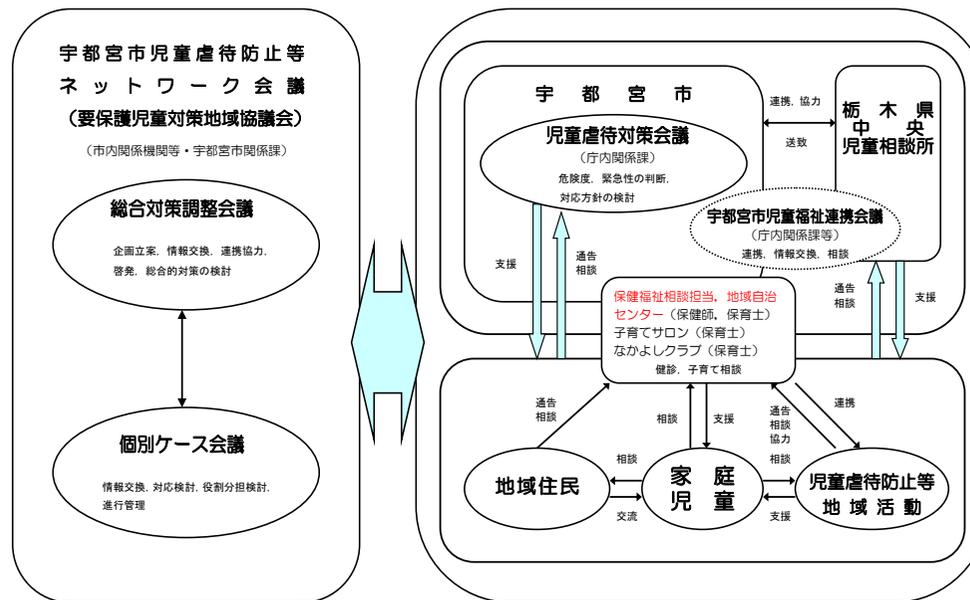
<p>国の基本指針を踏まえた 目指す姿</p>	<p>○ 計画的に特定教育・保育施設等の整備が行われるとともに、利用者への情報提供等が円滑に行われ、産後休業及び育児休業明けに希望に応じ、円滑に特定教育・保育施設等が利用できている。</p>		
<p>計画記載内容 【概要】</p>	<p>≪ 教育・保育施設等の計画的整備 など≫</p> <p>・満3歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所または地域型保育事業に係る満3歳未満の子どもの利用定員数割合については、待機児童解消を目指すため、平成29年度において、満3歳未満の保護者の就業希望者がすべて就業できるよう42.0%とし、平成27年度・28年度については、事業者の意向に加え、利用者のニーズ等も踏まえ、早期の供給体制の確保に努めることで、満3歳未満の子どもの保育利用率の向上を目指す。</p>		
<p>各主体の役割</p>	<p>【市】</p> <p>○ 支援事業計画に基づく計画的な供給体制確保、利用者への的確な情報提供 など</p> <p>【国や県】</p> <p>○ 施設や事業の設置・運営にあたっての財政的負担 など</p>		
<p>主な事業 (「宮っこ 子育て・子育て 応援プラン」等より)</p>	<p>事業名</p>	<p>事業の概要</p>	<p>方向性</p>
	<p>教育・保育施設による供給体制の確保</p>	<p>教育・保育を必要とするすべての子どもに適切な教育・保育サービスを提供し、待機児童の解消を図るため、認定こども園、保育所、幼稚園による供給体制の確保を図る。</p>	<p>拡充</p>
	<p>地域型保育事業による供給体制の確保</p>	<p>教育・保育を必要とするすべての子どもに適切な教育・保育サービスを提供し、待機児童の解消を図るため、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業などの事業による供給体制の確保を図る。</p>	<p>新規</p>

エ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 ➤ 計画本編 P72
 (ア) 児童虐待防止対策の充実 (イ) ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実
 (ウ) 障がい児等に対する施策の充実

<p>国の基本指針を踏まえた 目指す姿</p>	<p>(ア) 児童虐待防止対策の充実 ○ 市町村における相談体制の強化や関係機関との連携、社会的養護施策との連携などにより、児童虐待から子どもを守るための切れ目ない対策が講じられている。</p> <p>(イ) ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実 ○ ひとり親家庭に対し、子育て短期支援事業や保育事業等の利用に際しての配慮など各種施策が展開されるほか、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保及び経済的支援策により自立が進んでいる。</p> <p>(ウ) 障がい児等に対する施策の充実 ○ 児童発達支援センター等による地域支援・専門的支援の強化や福祉サービスの活用等を通して、地域の障がい児等特別な支援が必要な子どもとその家族等が適切な支援を受けている。</p>
<p>計画記載内容 【概要】</p>	<p>(ア) 児童虐待防止対策の充実 ≪妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援の展開や、要保護児童対策地域協議会による連携・一体的な対応 など≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育支援が特に必要な家庭などに対して指導・助言等を行う養育支援訪問事業の展開に加え、家庭において一時的に養育が困難となった場合の子育て支援短期入所事業(子育て短期支援事業)などの活用を通じて、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援を展開することにより、児童虐待の予防に努める。 ・複雑困難化する児童虐待ケースに対応するため、家庭相談員等の資質向上を図るとともに、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関が連携して一体的な対応を図ることにより、児童虐待防止の総合的な支援の充実に取り組む。

<参考>

宇都宮市における児童虐待防止等に関する体制図



(イ) ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実

《就労支援や子育て支援サービスの充実、相談機能・情報提供等の充実 など》

- ・ 保育所等の入所にあたって、ひとり親世帯等への福祉的配慮を行うとともに、ひとり親家庭が自立した生活を送ることができるよう、早期の就労支援や、利用しやすい子育て支援サービスの充実を図る。
- ・ 各種施策・制度の情報が支援を必要とする人に行き渡るよう、相談機能や情報提供等を充実し、総合的にひとり親家庭の自立を支援する。

(ウ) 障がい児等に対する施策の充実

《地域の保育所等における障がい児の受入体制の充実や、在家庭児への支援の促進、専門的な支援を行う体制づくり など》

- ・乳幼児健康診査等を通し、障がいの疑いがある子の早期発見を図るとともに、地域の幼稚園や保育所等における障がい児の受入体制の充実等の促進に努める。
- ・子どもや子育て家庭、受入施設等に対して、中核施設である子ども発達センターによる巡回相談事業をはじめ、障がい児相談支援を行う事業者等、専門的な支援を行う体制づくりに努める。
- ・就学後においても、日中活動の場の提供などのための日中一時支援（放課後支援型）や、生活能力向上に向けた訓練などを行う放課後等ディサービス、子どもの家等事業による放課後支援の充実に努める。
- ・発達の遅れや障がいのある子どもに、より適切で効果的な保育等が行えるよう、障がい児保育等の専門研修を通し、保育所等に勤務する職員の資質や専門性の向上に努めるなど、障がい児施策の充実等に努める。

＜参考＞ 保育所等における発達支援児の受入状況

年度	H21	H22	H23	H24	H25
園数	39 園	41 園	39 園	40 園	43 園
受入人数	117 人	107 人	89 人	102 人	107 人

各主体の役割

【市】

- 関係機関が連携した総合的で切れ目ない支援 など

【国や県】

- 児童相談所、児童養護施設等の運営など専門的支援の実施
- 地域子ども・子育て支援事業への財政的負担 など

	事業名	事業の概要	方向性
<p style="text-align: center;">主な事業 (「宮っこ 子育て・子育て 応援プラン」等より)</p>	<p>養育支援訪問事業</p>	<p>こんにちは赤ちゃん事業等から情報提供を受け、養育支援が特に必要な家庭に保健師などが訪問し、専門的相談支援、育児・家事援助を実施する。</p>	<p>継続</p>
	<p>子育て支援短期入所事業（ショートステイ）</p>	<p>保護者が、疾病、出産などの事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合、概ね7日を限度として、昼夜を通し児童を乳児院や児童養護施設において養育を行い、児童の福祉を増進するとともに、家庭における子育てを支援する。</p>	<p>継続</p>
	<p>就労に向けた総合的な支援（ひとり親家庭等）</p>	<p>母子・父子自立支援員等が、ハローワーク等の関係機関と連携し、支援対象者の実情に応じたきめ細かで効果的なメニューを選定することにより、自立と就労を支援する。</p>	<p>継続</p>
	<p>ここ・ほっと巡回相談事業</p>	<p>保育所・幼稚園等に在籍している発達の気になる子に対し、適切な保育・教育を行うため、専門職が訪問し、担当職員や保護者に対し指導・助言を行う。</p>	<p>継続</p>
	<p>子ども発達相談室</p>	<p>個々の特性に応じた適切な支援ができるよう、関係機関とのコーディネート等を行い。障がいの早期発見・早期療育等につなげる。</p>	<p>継続</p>
	<p>日中一時支援（放課後支援型）事業</p>	<p>特別支援学校に通う児童及び生徒の、放課後や長期休暇中の日中の活動の場を提供し、将来の自立を見据えた健全育成を図るために必要な支援を行うとともに、介護している家族の一時的な休息の確保を図る。</p>	<p>継続</p>
	<p>宮っ子ステーション事業（子どもの家・留守家庭児童会事業）</p>	<p>地域や学校と連携しながら、平日の午前中は乳幼児とその保護者を対象とした子育て支援事業を行うとともに、放課後は留守家庭児童の生活の場として、遊びやしつけを通じた児童の健全育成を図る。</p>	<p>拡充</p>

<p>国の基本指針を踏まえた 目指す姿</p>	<p>○ 労働者，事業主，地域住民の理解や合意形成の促進及び具体的な実現方法の周知のための広報，啓発などの施策により，働きやすい職場環境づくりが進んでいる。</p>
<p>計画記載内容 【概要】</p>	<p>≪企業における働きやすい職場環境づくりの促進や，勤労者等への意識啓発 など≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭が，安心して子育てができるよう，仕事と家庭生活・地域活動などが充実し，好環境（ワーク・ライフ・バランス）を生み出す環境をつくるため，ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックによる啓発活動や，男女共同参画推進事業者表彰の実施など，企業における働きやすい職場環境づくりを促進する。 ・勤労者自身が働き方を見直し，ワーク・ライフ・バランスを推進するきっかけとなるよう，勤労者等への意識啓発や男性の家庭参画を促進する。
<p>各主体の役割</p>	<p>【県・市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 仕事と生活の調和の実情や必要性は地域によって異なることから，自らの創意工夫のもとに，地域の実情に応じた展開 (啓発・情報提供，先進的取組に対する表彰，融資・貸付など) <p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」等に基づき，国民運動を通じた気運の醸成，制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援 <p>【企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業とそこで働く者は，協調して生産性の向上に努めつつ，職場の意識や職場風土の改革とあわせ，働き方の改革への自主的な取組

	事業名	事業の概要	方向性
<p style="text-align: center;">主な事業 (「宮っこ 子育て・子育て 応援プラン」等より)</p>	ワーク・ライフ・バランス実践 ガイドブック活用による取組啓 発事業	市内各事業所におけるワーク・ライフ・バランスの実現に 向けた雇用環境の整備やその取組を促すため、ワーク・ライ フ・バランスの取組に有効な各種情報をまとめたガイドブッ クを事業所訪問等において配布する。	継続
	男女共同参画推進事業者表彰 (きらり大賞) の実施	男女がともに参画できる社会づくりの促進を図るため、性 別にかかわりなく個性と能力を発揮できる働きやすい職場 づくりに積極的に取り組んでいる事業者を称え表彰する。	継続
	企業啓発出張セミナーの開催	ワーク・ライフ・バランスに取り組む意義や効果を広く企 業に周知し、その取組を促進するため、企業や団体からの要 請に応じて出向き、企業経営者や総務・人事担当者等を対象 にしたセミナーを実施する。	継続
	宇都宮まちづくり貢献企業認証 制度の推進	「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度」において、「人づ くり」「まちづくり」「環境」などの企業の社会的責任(CS R)活動に取り組む企業を認証し、教育や福祉、雇用・労働 環境などの様々な分野での活動を支援・推奨することによ り、企業・市民・行政の協働のまちづくりを推進する。	継続
	事業者・勤労者向けガイドブッ ク活用による労働環境向上啓発 事業	働くための法律、制度、各種情報を掲載したガイドブッ クを作成・配布し、仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方 の実現を支援する。	継続
	勤労者向けワーク・ライフ・バ ランス啓発セミナーの実施	勤労者自身が働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス を推進するきっかけとなるよう、勤労者を対象とした啓発セ ミナーを実施する。	継続
	男性の家庭参画の推進	子を持つ父親や夫婦を対象に男性が育児や家事に参画す る必要性や楽しさを実感できる講座を実施する。	継続

計画記載内容
【概要】

「研修等の実施や保育士資格取得の支援，認定こども園や保育所等の「働く場所の環境改善」や「人材育成」，「再就職・就業継続支援」 など」

・研修等の実施等を活用した潜在保育士の掘り起こしなどに取り組むとともに，ハローワーク等と有機的な連携を図りながら，認定こども園や保育所等へのきめ細かな再就職支援を図る。

・指定保育士養成施設に対し，働きかけを行うとともに，保育士資格取得のため，特例制度を活用し，養成施設で実施する講座を受講する対象者に支援を行う。

・国・県・市それぞれの役割や強みを生かし，一体として，認定こども園や保育所等の「働く場所の環境改善」や「人材育成」，「再就職・就業継続支援」を図る。

<参考> 3号認定子どもの供給体制確保に伴う必要保育士試算

年度	H27	H28	H29
必要保育士数 (H26 比)	7 人	149 人	317 人

各主体の役割

【市】

- 保育士の再就職や就業継続等への支援，潜在保育士の掘り起こし など

【国や県】

- 処遇改善・労働環境改善等の取組
- ハローワーク等における保育士確保のための重点的取組 など

【養成施設】

- 保育士の養成，免許併有のための講座の実施（特例） など

主な事業
（「宮っこ 子育て・子育て
応援プラン」等より）

事業名	事業の概要	方向性
保育士確保の推進	保育需要の増加や保育の質の向上に的確に対応し，待機児童の解消を図るため，保育士を安定的に確保できるよう，保育士確保策を推進する。	継続

計画記載内容
【概要】

《需給状況等を踏まえた公立保育所の位置付けと役割 など》

本市の教育・保育の需給状況を踏まえ、現体制の公立保育所による保育供給量は必要であること、また、発達支援児や虐待児等が引き続き多い状況であることから、養育上特別な問題を抱える家庭に対するセーフティネット機能や、新たに認可事業となった地域型保育事業に対する支援的機能など、地域の子育て支援等において、公立保育所が果たす機能等が引き続き求められることから、本計画期間内においては、現行の供給体制を維持することが必要であり、社会環境の変化等に応じて適宜見直しを行うものとする。

【公立保育所の配置等】

教育・保育提供区域	園名	教育・保育提供区域	園名
西部区域 (国本・城山・宝木)	大谷保育園	上河内区域 (上河内)	ゆずのこ保育園
本庁区域 (本庁)	泉が丘保育園 松原保育園	東部区域 (清原・平石)	○石井保育園
北東部区域 (豊郷・河内)	○竹林保育園 なかよし保育園	南西部区域 (姿川・陽南・雀宮)	○西部保育園 東浦保育園 ○北雀宮保育園

※ ○印は、拠点（基幹）保育所

3 今後のスケジュール

- ・ 平成26年 12月～ パブリックコメントの実施
- ・ 27年 2月頃 子ども・子育て会議（部会・本会） パブリックコメントの結果，計画案について
- ・ 計画の決定・公表